

総行行第 3 1 6 号
総行市第 1 0 9 号
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の公布等について (通知)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 2 年総務省令第 1 3 1 号) が本日公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方自治法施行規則に関する事項

- 1 普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃の請求における請求書、署名収集委任状及び署名収集証明書の記載事項が変更され、押印が不要とされるとともに、署名収集委任状については、一人以上の請求代表者の住所、氏名 (氏名は自署とする)、生年月日及び性別の記載が必要であることとされたこと。(地方自治法施行規則第 9 条第 1 項の別記様式関係)
- 2 広域連合の条例制定又は改廃の請求における請求書、署名収集委任状及び署名

収集証明書の記載事項が変更され、押印が不要とされるとともに、署名収集委任状については、一人以上の請求代表者の住所、氏名（氏名は自署とする）、生年月日及び性別の記載が必要であることとされたこと。（地方自治法施行規則第9条第2項の別記様式関係）

- 3 住民監査請求に係る職員措置請求書（監査委員の監査に代えて個別外部監査によることを求めるものを含む。）の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第13条及び第17条の14の別記様式関係）
- 4 普通地方公共団体及び特別区の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第17条の9第1項の別記様式関係）
- 5 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第17条の9第2項の別記様式関係）
- 6 認可地縁団体に係る認可申請書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第18条第2項の別記様式関係）
- 7 認可地縁団体に係る告示事項変更届出書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第20条第2項の別記様式関係）
- 8 認可地縁団体に係る規約変更認可申請書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第22条第2項の別記様式関係）
- 9 認可地縁団体に係る所有不動産の登記移転等に係る公告申請書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第22条の2第2項の別記様式関係）
- 10 認可地縁団体に係る申請不動産の登記移転等に係る異議申出書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（地方自治法施行規則第22条の3第3項の別記様式関係）

第2 市町村の合併の特例に関する法律施行規則関係

- 1 合併協議会設置の請求における請求書、署名収集委任状の記載事項が変更され、押印が不要とされるとともに、署名収集委任状については、一人以上の請求代表者の住所、氏名（氏名は自署とする）、生年月日及び性別の記載が必要であることとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第1条第1項の第1号様式及び同条第2項の第4号様式関係）
- 2 合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求における請求書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第2条第1項の第8号様式関係）
- 3 同一の合併協議会設置の請求がある場合における請求書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第11条第1項の第11号様式関係）

- 4 住民監査請求に係る合併特例区の長（職員）措置請求書の記載事項が変更され、押印が不要とされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第 25 条の第 13 号様式関係）
- 5 各様式中「平成」を「令和」に改めたこと。

第 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日から施行されること。

第 4 経過措置に関する事項

- 1 第 1 及び第 2 に関する事項については、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- 2 第 1 及び第 2 に関する事項については、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。